

# 業 務 仕 様 書

## 1 業務名

令和8年度 米公共施設第5号  
米原市公共施設等総合管理計画改定業務

## 2 業務目的

本市は、公共施設の効率的かつ効果的な維持修繕を実施し、長寿命化を図るとともに、保有する公共施設等の総量の最適化や有効活用を図る継続的な取り組みを実行するため、平成25年10月に「米原市公共施設再編計画」を策定し、平成29年3月に「米原市公共施設等総合管理計画」（以下「本計画」という。）を策定している。

今後、所有する公共施設等の経年劣化による更新需要が、さらに増加することが見込まれる一方で、少子高齢化や生産人口減少の影響を考えると、将来に渡り税収増加は見込めず、社会保障関連経費の増加、社会基盤整備に応じた公債費の増加もあり、厳しい財政運営を余儀なくされる見通しである。

このような状況を踏まえ、公共施設等の総合的かつ計画的な管理をより一層推進するため、2つの計画を発展的に統合し、令和4年3月に本計画を改定している。

計画期間は、平成29年度（2017年度）から令和18年度（2036年度）までの20年間とし、5年を目処に実態把握と中間評価を行っている。

本業務は、公共施設等の現況および市内人口や財政状況等の見直しを見直し、現行の公共施設等総合管理計画の実施状況から本計画の見直しの前提条件を明確化し、令和5年10月10日の総務省通知「公共施設等総合管理計画の策定等に関する指針」を踏まえ、本計画を改定することを目的とする。

## 3 委託期間

契約締結日から7日以内から令和10年3月31日まで

## 4 計画の概要

### (1) 計画期間

平成29年度から令和18年度まで 20年間

### (2) 対象施設

#### ①米原市の公共施設

260施設

#### ②インフラ資産

道路

総延長：432,806m 総面積：2,284,726㎡

橋りょう

橋数：385橋 総延長：3,988m 総面積：21,995㎡

上水道

総延長：381,743m

下水道

総延長：416,814m

## 5 業務実施体制

本業務の実施に当たり管理技術者および照査技術者を置くこととする。管理技術者は、本業務において包括的指示を行い、業務計画および実施を担当する者とする。

照査技術者は、本業務の計画および実施において技術的に適正かつ正確に作成されているか審査する者とする。

## 6 準拠法令等

本業務は、本仕様書および下記の関係法令等に基づき実施するものとし、本仕様書に定めなき事項については、受託者は、本市とその都度協議し、その指示を受けるものとする。

- (1) 「公共施設等総合管理計画の策定等に関する指針」（令和5年10月10日／総務省）
- (2) 地方自治法および施行令
- (3) 米原市公共施設等総合管理計画（令和4年3月改定）
- (4) 不動産登記法
- (5) 個人情報保護に関する法律
- (6) 米原市公有財産規則
- (7) 米原市会計規則
- (8) 米原市契約規則
- (9) その他関係法令および諸法規等

## 7 提出書類

受託者は、本業務実施に当たり次の書類を速やかに本市に提出し、承認を得るものとする。

- (1) 業務着手届
- (2) 業務実施計画書
- (3) 主任技術者届
- (4) 主任技術者経歴書
- (5) 技術者資格証（写し）
- (6) 業務工程表

## 8 契約の解除

受託者が契約に定める義務を履行しないとき、または履行に当たって不正な行為を行ったときは契約を解除する。その場合、委託料の全部または一部を支払わないことができるものとする。

9 一括委託または一括下請けの禁止

受託者は、本業務の全部または一部分を第三者に委託または請負してはならない。

10 疑義

諸規程および本仕様書に明示されていない事項について疑義が生じた場合は、その都度本市および受託者協議の上、受託者は本市の指示に従い業務を遂行するものとする。

11 秘密の保持および情報保護対策

本業務の遂行上の秘密の保持および情報保護対策については次の事項に留意するものとする。

- (1) 受託者は、本業務遂行上で知り得た内容について、第三者に漏らしてはならない。  
また、個人情報のもとより、行政機密等について機密保持を目的とした情報管理の徹底に努めなければならない。
- (2) 本市より貸与された資料については、受託者は破損・損失の無いよう適正に管理するものとする。

12 成果品の瑕疵

納品後、成果品に瑕疵が発見された場合は、受託者は本市の指示に従い必要な処置を受託者の負担において行うものとする。

13 完了および検査

本業務の途中においても、本市は必要に応じて随時本仕様書に基づき検査を行い、不備な箇所について必要な指示を与えることができる。その結果、訂正等の指示を受けた場合は、速やかにその指示に従わなければならない。

14 業務内容

(1) 全体計画準備・資料収集・市民意向調査の実施

- ・本業務の実施に当たり必要な作業の方法、人員配置、関係各所との連絡調整、業務の全体行程等について適切かつ詳細な業務計画書を立案し、発注者の承認を得ること。
- ・業務上必要となる人口や公共施設等の現況データや維持管理・修繕・更新等に関する資料等を収集し整理すること。
- ・総務省が示す「公共施設等総合管理計画の策定等に関する指針の改訂について（令和5年10月10日）」に基づき改定を行うこと。また、最新の指針等が示された場合は、最新のものに基づくものとする。
- ・市民意向調査の調査票を市民の属性とのクロス集計が可能な設計とし、集計、施設別・地域別の評価分析を行う。対象市民の抽出、調査票の配布、収集は市において行う。調査対象は、市内在住の18歳以上2,000人（無作為抽出）を想定している。

(2) 公共施設等の現況および将来見通しの見直し

ア 人口の推移と見直し

- ・将来人口推計は本市が提供する数値を基礎とすること。

イ 財政状況と見直し

- ・維持管理等に係る経費の見込みやこれらの経費に充当可能な財源の見込みを見直すこと。

ウ 公共施設・インフラ資産等の現状と課題

- ・社会情勢（人口減少、少子高齢化、財政制約等）および公共施設の利用状況等を改めて分析し、施設配置や稼働率の低下が見られる地域や施設を抽出する。併せて、最新の利用ニーズや行政サービスの変化を踏まえ、必要となる施設機能や供給体制の方向性を整理すること。

エ 公共施設等の更新需要など将来の見直し

- ・公共施設等の将来更新費の推計を試算すること。

オ 公共施設等の老朽化状況見直し

- ・施設の耐用年数、構造、耐震性、修繕履歴等を基に施設の老朽化状況を整理し、更新、長寿命化、除却等の判断材料となる評価指標を整備する。評価指標の設定に当たっては、客観的かつ統一的な評価手法を検討の上、採用すること。

上記結果を取りまとめた更新が容易な基礎データを「公共施設カルテ」として作成すること。

(3) 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針・目標の見直し

ア 現状と課題に関する基本認識

- ・現行計画の進捗状況を踏まえ、進捗に課題のある公共施設等を抽出し、原因分析を行うこと。

イ 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

ウ 公共施設等の管理の実施方針

- ・民間活力の導入、地域施設の集約など管理運営手法の方向性を見直しを検討すること。

エ 削減目標・計画期間

- ・現行計画における削減目標の妥当性を再検討し、公共施設の複合化、統廃合の検討結果を含め実現可能な目標を設定すること。

オ 施設類型ごとの基本方針

カ 全庁的な取組み体制の構築および情報共有に関する考え方

(4) パブリックコメントの実施支援

「米原市公共施設等総合管理計画（案）」についてのパブリックコメントを実施するため

に、資料作成や意見とりまとめを行うものとする。

(5) 公共施設等総合管理計画策定にあたっての支援概要は以下のとおりとする。

- ①策定に関する庁内会議等の運営支援
- ②外部識者を含む委員会の運営支援（全6回程度）

(6) 計画の取りまとめ

(1) から(5) で整理した情報のほか、上位計画や個別事業の進捗状況等に応じて、公共施設等総合管理計画の見直し、概要版の修正を行うこと。

(7) その他

- ①本仕様書に明記がなくても、受託者の提案により、発注者が必要と認めた事項については、委託業務に含めること。
- ②業務の遂行にあたり必要または有効な情報を、先進事例等の導入を含め、積極的に提案すること。
- ③課題のある公共施設については、外部有識者と連携し、利活用の方向性について協議を行うことも想定しており、受託者はその協議の支援も行うこと。
- ④計画案の主要方針や目標・実施方針等の見直し等の重要な判断が求められる場合は、関係部局を含めた協議を行うことも想定されるため、受託者はその協議の支援を行うこと。

## 15 納入成果品

(1) 本業務の成果品は以下のとおりとする。

- ①公共施設等総合管理計画（カラー製本A4版）20部
- ②公共施設等総合管理計画（概要版A4版）100部
- ③施設カルテ 1式
- ④市民意向調査集計結果 1式
- ⑤業務報告書 1部
- ⑥その他委託者と受託者との協議で決定した成果品1式
- ⑦上記①から⑥の電子データ1式

※電子データは本市と協議の上、本市のPC環境で加工可能なデータ形式（ワード、エクセル形式等）で納入すること。

※納入成果品については委託料に含むものとする。

(2) 納品期限

納品期限は令和10年3月31日までとする。

## 16 支払条件

受託者は、各年度の業務完了後、各年度支払い割合に応じた額を請求するものとする。

本市は、請求を受けた日から 40 日以内に支払いを行う。

	令和 8 年度	令和 9 年度	総 額
各年度支払上限額	8,490,900 円	5,677,100 円	14,168,000 円

17 その他の留意事項

- (1) 本業務に基づき作成された報告書や計画書等に関する著作権等の一切の権利は、市に帰属するものとする。